

(1) 淮南王劉安が方士数千人に作らせたという方術書。これに基づいて劉向は錬金術を上奏したものの失敗し、死刑に処されるべきところを、兄の安民の請願により罪を減ぜられた(『漢書』卷三十六 楚元王伝付劉向伝、『風俗通義』正失)。

(2) 『漢書』卷三十六 楚元王伝付劉向伝。劉向の生平については町田三郎「劉向論」(『秦漢思想史の研究』、創文社、一九八五年)に詳しく紹介されている。なお、劉向の生没年については、清代から議論がある。徐興無「劉向生卒年考異」(『劉向評伝』、南京大学出版社、二〇〇五年)を参照。

(3) また、ある程度の書籍分類も行ったと考えられる。劉向・劉歆二代に亘る事業の成果は『漢書』芸文志に見え、この芸文志は専ら劉歆『七略』に基づくことから、書籍の分類、つまり學術体系の整理は劉歆の代に完成されたと考えられる。ただ、「詔命光祿大夫劉向校經傳・諸子・詩賦、步兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校數術、侍醫李柱國校方技」ということにより(『漢書』卷三十 芸文志)、成帝が劉向に校書を命じた時から、既に経伝・諸子・詩賦・兵書・數術・方技という、書籍を分類する考えが存在していたことが分かる。少なくとも「経伝・諸子・詩賦」と「兵書」・「數術」・「方技」の四区分が無ければ、四者で作業を分担できなかったはずである。従って、『七略』ほど詳細で明晰ではなかったにしても、その元となるような分類は劉向の時点で既になされていたと見るべきだろう。

一、『洪範五行伝論』

(1) 『漢書』五行志の中で「劉向以爲」として引かれる字句は、『洪範五行伝論』の引文と考えられ、五行志に挙げられている災異解釈の大半を占める。なお、田中良明「『漢書』天文志と『洪範伝』」(『東洋文化』第百五号、二〇一〇年)は、『漢書』天文志の記述と『開元占経』に引用される「洪範伝」「五行伝」の字句との比較に基づき、「天官書と比較したときに明示される漢志の独自性・特徴の一端が『洪範伝』に由来する」と述べる。すなわち、天文志にも『洪範五行伝論』が深く影響を及ぼしていると考える。

(2) 劉向が『洪範五行伝』を知ったのは成帝期である。『漢書』卷三十六 楚元王伝付劉向伝に、次のように言う。

上方精於詩書、觀古文、詔向領校中五經祕書。向見尚書洪範、箕子爲

武王陳五行陰陽休咎之應。向乃集合上古以來歷春秋六國至秦漢符瑞災異之記、推迹行事、連傳禍福、著其占驗、比類相從、各有條目、凡十一篇、號曰洪範五行傳論、奏之。天子心知向忠精、故爲鳳兄弟起此論也。然終不能奪王氏權。

(3) 『漢書』卷三十六 楚元王伝付劉向伝。

(4) 五行志の掲載する「劉向以爲」について、劉向『洪範五行伝論』の文をそのまま引いたものではないとする説もある。和田恭人「『漢書』五行志中の劉向説について——『洪範五行伝論』との乖離について——」(『人文科学』第七号、二〇〇二年)では、「劉向以爲」が、『洪範五行伝論』の他に、劉向による上奏文や『春秋』への注釈を原資料とし、それらが班固の手によって編集されたものと論じている。

和田氏のこの推論は、范甯『春秋穀梁伝集解』の引く劉向説が『洪範五行伝論』の災異解釈パターンとは別の傾向を持つことを論拠とし、劉向には『洪範五行伝論』とは別の『春秋』注としての著述があったという推測の上で成り立っている。しかし、『春秋』注として別の専著があったならば、災異記事以外についても劉向説が有って然るべきだが、筆者の調べたところ、范甯注で劉向説を引くのは災異記事についてのみである。また、五行志の引く劉向説に『春秋』の筆法を解釈する言い回しがあることも、『春秋』の記事を解釈する性質を持つ『洪範五行伝論』とは矛盾しない。加えて、和田氏は、班固が劉向による一つの言説を二つに分けて引いたと考えられる例、二つの言説を一つにまとめて引いたと考えられる例を挙げているが、いずれの例も、そのように考えずとも意味が通る文である。何より、比較対象とされている『穀梁伝集解』に見える引文自体が、劉向説の原貌に近いものであるか否かについての検証が、不足している。

(5) 服妖も青祥も、『洪範五行伝』が「貌之不恭」の応として挙げる災異。『漢書』五行志の掲載する「説曰」(『洪範五行伝』)に対して劉向が採用したと考えられる解説(後述)によれば、「妖」は異変としての程度が浅く、「祥」は程度が深いとされる。ここでの、服妖の段階で昌邑王が行動を改めず、青祥を引き起こしたという解釈は、この考え方に基づく。

(6) 顔師古注によれば、『尚書』商書咸又篇の序「偽古文尚書」商書咸有一德に収録されている。

(7) 帝太戊と高宗とは、別人。劉向の著作か班固の収録の際に混乱があったのだろう

(8) もつとも、このような捉え方は劉向の創見ではなく、ここで引かれる『尚書大伝』や、その他『史記』卷三 殷本紀でも同様の見解を示す記述が掲載されている。

(9) 『説苑』の編纂については、『漢書』卷三十六 楚元王伝附劉向伝に、「及采傳記行事、著新序・説苑凡五十篇、奏之」とある。そして、目録上では、『漢書』卷三十 芸文志 諸子略に「劉向所序六十七篇。新序・説苑・世説・列女傳頌圖也」、『隋書』卷三十四 經籍志 子部に「新序三十卷。録一卷、劉向撰。説苑二十卷。劉向撰」とあり、それぞれ「劉向所序」「劉向撰」とされている。

羅根澤「新序説苑列女傳不作始於劉向考」(『古史辨』第四冊、上海古籍出版社、一九八二年)は、『説苑』叙録に劉向が「説苑雜事」を「校」して『説苑』をなしたとあることを論拠として、『説苑』の成書を劉向以前と見なし、それを得た劉向が校讎したに過ぎないと考える。つまり、劉向の撰著とは認めない。

一方、池田秀三「劉向の学問と思想」(『東方学報』(京都) 第五十冊、一九七八年)は、そもそも『説苑』叙録の真偽が疑わしいと断った上で、そこに示された編集作業について論じる。池田氏は『新苑』即ち現行本『説苑』は、舊來の『説苑雜事』を單に校定しただけのものではなく、劉向が主觀的意圖を以って全面的に改編したものである」と述べ、仮に『説苑』叙録が羅根澤の前提の通りに劉向の真筆だったとしても、『説苑』には劉向の思想が強く反映されているという見解が成り立つことを述べている。また、更に、『新序』も『説苑』と同様の性格で編纂されたものと考え、雜事篇に劉向の評語が見えることをその論拠として挙げる。

筆者は池田氏の見解を支持し、『説苑』・『新序』に劉向の思想が現れていると考える。

(10) 『論衡』異虚の引く同一の逸話が、この部分を「問祖己祖己曰」六字に作ることから、この意味として解す。

(11) この話は『晏子春秋』にも採られており、黄以周の校勘記によれば、元刻本では外篇第七に収録されている。「晏子書録」によれば、劉向がこれを編集する際、内容が六経の義に適用ものを六篇の内篇とし、内容が重複しているが文辞が異なるものと、経術にそぐわず晏子の言とは考えられ

ないものを、それぞれ一篇ずつの外篇としたと言う。外篇第七は、このうちの前者、すなわち内篇と義理が共通しているものに当たる。

内篇には、同様の義理を説く文が、いくつも見られる。五帝を祭つて福を受けようとする景公に対して、晏子が徳を修めなければ福は降らないとして諫める逸話(卷一)、齊の分野に宿った熒惑を善政によつて移動させた逸話(卷一)、心身の衰弱から祝宗に上帝へ福を請願させようとする景公に対して、福を降すには行動を慎み善政を行うのみであり、祝宗の祭祀は神への要求ではなく神への謝罪のためであると説く逸話(卷三)等である。

(12) 『周易』繫辭下「君子安而不忘危、存而不忘亡、治而不忘亂、是以身安而國家可保也」

(13) 例えば、『文獻通考』卷八十八 郊社考には、「維五位復建、辟厥沴。曰、二月三月維貌是司、四月五月維視是司、六月七月維言是司……(中略)……禦貌於喬忿、以其月從其禮祭之、參乃從。」という引文が見える。「以其月從其禮祭之、參乃從」とは、該当する月に該当する礼に法つて祭り、三度祭ればうまく行く、といった意味であろう。

(14) なお、『漢書』五行志の引く劉向説には、『洪範五行伝』を用いていることが明らかなものと、『洪範五行伝』との関係が不明瞭なものがある。黄啓書氏は、劉向伝に掲載された上奏文等を考察し、劉向の災異説には董仲舒説に依拠したもの、『洪範五行伝』を用いたものがあり、後者は『洪範五行伝論』執筆以後の上奏文に見られる特徴であることを明らかにしている。そして、『洪範五行伝論』は、『洪範五行伝』のみならず董仲舒説にも依拠していたと考えている(『試論劉向災異学説之転変』、『台大中文學報』第二十六期、二〇〇七年)。そこで、ここでは、明らかに『洪範五行伝』に依拠しているもののみを引いて考察を進める。

(15) 「思心之不睿、是謂不聖。厥咎霧、厥罰恒風、厥極凶短折。時則有脂夜之妖、時則有華孽、時則有牛禍、時則有心腹之痾、時則有黄眚黄祥、時則有金木水火沴土」(『漢書』卷二十七下之上 五行志下之上引『洪範五行伝』)

(16) 「言之不從、是謂不艾。厥咎僭、厥罰恆陽、厥極憂。時則有詩妖、時則有介蟲之孽、時則有犬豕、時則有口舌之痾、時則有白眚白祥。惟木沴金」(『漢書』卷二十七中之上 五行志中之上引『洪範五行伝』)

(17) 「好戰攻、輕百姓、飾城郭、侵邊境、則金不從革」(『漢書』卷二十七上 五行志上引『洪範五行伝』)

(18) 「貌之不恭、是謂不肅。厥咎狂、厥罰恆雨、厥極惡。時則有服妖、時則有龜孽、時則有雞臆、時則有下體生上之痾、時則有青眚青祥。唯金沝木」(『漢書』卷二十七中之上 五行志中之上引『洪範五行伝』)

(19) 前掲注参照。

(20) 「舒緩」「奥煖」は、いずれも「視之不明」に属す。「視之不明、是謂不愆、厥咎舒、厥罰恆輿、厥極疾。時則有草妖、時則有羸蟲之孽、時則有羊臆、時則有目痾、時則有赤眚赤祥。惟水沝火」(『漢書』卷二十七中之下 五行志中之下引『洪範五行伝』)

(21) 前掲注参照。

(22) 「田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木不曲直」(『漢書』卷二十七上 五行志上引『洪範五行伝』)

(23) 「漢書」卷七十五 眭兩夏侯京翼李伝 贊。

(24) 顔師古注によれば、商書 高宗彤日の序。『古文尚書』でも高宗彤日に収録。

(25) 毎月に一卦ずつを当てる説。例えば、一月は泰☰☷、四月は乾☰☰、七月は否☷☶、十月は坤☷☷である。卦気説の十二辟卦と一致する。

(26) 惠棟「六日七分図」は、豫を二月、婦妹を八月に当てている(『易漢学』卷一 孟氏卦気図説)。すなわち、惠棟の描いたこの図によれば、劉向は孟喜の卦気説に従ってこの災異記事を解釈したと考えられる。

ただし、卦気説については不明瞭な点もある。僧一行『曆議』によれば、孟喜の卦気説では坎・離・震・兌をそれぞれ冬至・夏至・春分・秋分に当て、この四卦の各六爻、合計二十四爻を二十四節氣に当てたという。そして、冬至に中孚を当てたともいう。また、京房の卦気説では、坎・離・震・兌に八十分の七十三日ずつ、頤・晋・井・大畜に五日と八十分の十四日ずつ、その他の五十六卦には六日と八十分の七日ずつ当てたという(『新唐書』卷二十七上 曆志上)。「魏書」卷一百七上 律曆志上の収める正光曆には、同様の説が述べられ、更に各月の割り当てが一覧となつて挙げられている。

十一月、未濟・蹇・頤・中孚・復。

十二月、屯・謙・睽・升・臨。

正月、小過・蒙・益・漸・泰。

二月、需・隨・晉・解・大壯。

三月、訟・豫・蠱・革・夬。

四月、旅・師・比・小畜・乾。

五月、大有・家人・井・咸・始。

六月、鼎・豐・渙・履・遯。

七月、恒・節・同人・損・否。

八月、巽・萃・大畜・賁・觀。

九月、歸妹・妄・明夷・困・剝。

十月、艮・既濟・噬嗑・大過・坤。

僧一行の論と合わせて考えれば、これが孟喜・京房による六十卦の配当とも考えられるのだが、惠棟の描いた「六日七分図」とは一卦ずつずれている。そのために豫卦は三月、婦妹は九月となり、劉向説と一致しない。

また、緯書にも卦気説が見えるが、やはり一定しない。『周易稽覽図』は正光曆の引く卦気説と同様の割り当てを行っているが、『周易乾鑿度』には「至于歸妹、八月卦也。陽氣歸下、陰氣方盛」という句が見える。

思うに、当時の中国で行われていた曆法に於いて、二十四節氣と十二月とは毎年同じ組み合わせとはならない。そのために、卦気説に於いても、豫・婦妹が二月・八月になる年と三月・九月になる年があったはずである。そして、劉向は災異を解釈する都合上、隠公九年を前者の年として考えたのではなからうか。

(27) 董仲舒による災異解釈の特徴については、和田恭人『漢書』五行志に見える災異説の再検討——董仲舒説について——(『大東文化大学中国学論集』第二十号、二〇〇三年)に詳論されている。また、坂本具償『漢書』五行志の災異説——董仲舒説と劉向説の資料分析——(『日本中国学会報』第四十集、一九八八年)が、董仲舒説と劉向説との弁別を試みている。

(28) 全く同じ文を『続漢書』五行志が「五行傳曰」として引く他に、『漢書』五行志そのものの中にも、「洪範五行傳」の文として「傳曰」と同じ字句が見られる。「賀欲出、光祿大夫夏侯勝當車諫曰、天久陰而不雨、臣下有謀上者、陛下欲何之。……(中略)……勝上洪範五行傳曰、皇之不極、厥罰常陰、時則有下人伐上。不敢察察言、故云臣下有謀」(卷二十七下之上 五行志下之上)。これは五行志が引く「傳曰、皇之不極、是謂不建、厥咎眊、厥罰恆陰……(中略)……時則有下人伐上之痾……」と同じ文である。

また、『新序』雑事の引く「鴻範傳（洪範傳）」も同様である。「宋康王時、有爵生鸚於城之陬。使史占之、曰、小而生巨、必霸天下……（中略）……臣向愚以鴻範傳推之、宋史之占非也。此黑祥、傳所謂黑眚者也、猶魯之有鸚爲黑祥也。屬於不謀、其咎急也」（「黑祥」は、『漢書』卷二十七中之下五行志中之下の「傳曰、聽之不聰、是謂不謀、厥咎急……（中略）……時則有黑眚黑祥」に見える）

これらにより、漢志の「傳曰」が『洪範五行伝』の引文であることは明らかである。

(29) 『周易』説卦伝「聖人南面而聽天下、嚮明而治」

(30) 『尚書』虞書 皋陶謨。

(31) 『論語』顔淵。

(32) 洪範九疇の第九項に、五福（五種の福祿）と六極（六種の災禍）が挙げられている。『尚書』洪範篇「五福、一曰壽、二曰富、三曰康寧、四曰攸好德、五曰考終命。六極、一曰凶短折、二曰疾、三曰憂、四曰貧、五曰惡、六曰弱」。この「説」はこれらを、一組ずつ対応するもの（「弱」のみが余る）として対置しているのだろう。

(33) 『詩経』大雅 蕩之什 蕩。

(34) 『周易』乾卦 文言伝。

(35) 同右。

(36) 繫辭伝下。

(37) 『周易』説卦伝「乾爲天、爲圓、爲君……」「乾爲馬」

(38) 『春秋』成公元年。

(39) 「説曰」では、「惡／攸好德」「憂／康寧」「疾／壽」「貧／富」「凶短折／考終命」の組み合わせとしているが、「六極／五福」の中で余った「弱」が配当される「皇之不極」については、福を配当しない。

(40) 『公羊伝』成公元年「曷爲不言晉敗之。王者無敵、莫敢當也」「穀梁伝」成公元年「爲尊者、諱敵、不諱敗。爲親者、諱敗、不諱敵。尊尊親親之義也」

(41) 『周易』説卦伝「坤爲地」「巽爲木」「聖人南面而聽天下、嚮明而治」。觀☵☵は坤下巽上であり、そのために「地上之木」と言うのである。

(42) 『漢書』卷二十七中之上 五行志中之上「説曰、凡草木之類謂之妖、妖猶天胎、言尚微。蟲多之類謂之孽、孽則牙孽矣。及六畜謂之眚、言其著也。及人謂之痾、痾、病貌、言深也。甚則異物生謂之眚、自外來謂之祥」

(43) 『漢書』卷二十七中之上 五行志中之上「孝武時、夏侯始昌通五經、善推五行傳、以傳族子夏侯勝、下及許商、皆以教所賢弟子。其傳與劉向同。唯劉歆傳獨異」

(44) 『漢書』卷七十五 夏侯始昌伝。

(45) 同卷七十五 夏侯勝伝「從始昌受尚書及洪範五行傳、説災異」

(46) 卷八十八 儒林伝では「從兄子」となっている。

(47) 『漢書』卷八十八 儒林伝「周堪字少卿、齊人也。與孔霸俱事大夏侯勝……（中略）……堪授牟卿及長安許商長伯。牟卿爲博士。霸以帝師賜爵號褒成君、傳子光、亦事牟卿、至丞相、自有傳。由是大夏侯有孔許之學」前漢尚書学の師承については、野村茂夫「前漢『尚書の学』試探」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学）』第二十七輯、一九七八年）に詳しい。

(48) 『周易』説卦伝「巽、爲木爲風」

(49) 『漢書』卷二十七中之下 五行志中之下「（説曰、）温輿生蟲、故有羸蟲之孽、謂螟螣之類當死不死、未當生而生、或多於故而爲災也。」

(50) 前掲注参照。

二、五徳終始説と説卦伝

(1) 『漢書』卷二十一 下 律曆志に劉歆「世経」が掲載されており、この五徳終始説がより詳細に述べられている。次章で詳論する。

(2) 顧頡剛氏は、王莽による篡奪を正当化するための理論であったと考えた。すなわち、火徳の堯が土徳の舜に禅譲したのと同様に、堯の子孫にして同じく火徳の劉氏が舜の子孫にして土徳の王氏に禅譲すべきということを唱えるために、作り出されたという。また、ここで相生説に改めたのは、『周易』説卦伝による八卦の方位への配当が相生の順であり、これを口実にして古史系統を大幅に改造したという。顧氏の考えに従えば、劉向父子というよりも劉歆一人によつて完成された説ということになるだろう。何故なら、劉向は王莽より前の人物であり、かつ王氏の専横にも抵抗していたので、王莽による禅譲を正当化するための理論を提唱することは、時期的にも思想的にもありえないからである（『五徳終始説下的政治和歴史』、『古史辨』第五冊、上海古籍出版社、一九八二年）。

また、狩野直樹氏は、「劉向の時代に一方では漢が堯の後であると云ふ話
が盛に行はれ、それから又赤帝の子云々の話から漢は火徳であるといふ説が
混合して来た」ため、従来の相勝説による運次は都合が悪くなり、月令に見

られるような相生説に基づく、新たな五徳終始説を劉向達が提唱したと考える（『五行の排列と五帝徳に就いて（続編）』、『読書叢余』、みずず書房、一九八〇年）。漢が堯の子孫であるという説は、『漢書』卷七十五 眭弘伝の掲載する眭弘の上書文に見え（『漢家堯後、有傳國之運』）、また劉向もそのように考えていたようである。『漢書』卷一下 高祖紀 贊の引く劉向の頌文に、「漢帝本系、出自唐帝。降及于周、在秦作劉。涉魏而東、遂爲豐公」という。

一方、小林信明氏は、むしろ月令の五行相生説と一致させることを主目的として、劉向・劉歆が新たな五徳終始説を作り出したとする。小林氏によれば、五徳も月令も共に「歴家乃至歴數と深く結んだもの」であり、一方が相勝を用い、また一方が相生を用いるのは内部矛盾であったとする。また郊祀制度も相生の順を用いていた。これらのことから、劉向父子は月令・郊祀に整合させるために、五徳終始説を改造したと考える。そして、その際に説卦伝や『左伝』を引くのは、単に「劉歆の資料主義的合理性の發露」であったと考える（『五徳終始説攷』、『中国上代陰陽五行説の研究』、講談社、一九五一年）。

久野昇一氏は、曆法の角度からの説明を試みている。劉歆の三統曆は、1539年間を一統とし、三統4617年間を一元とする。そして、久野氏によれば、殷代に孟統（人統）が始まり、漢武帝太初元年に仲統（天統）が始まると言う。そして、天統に赤、地統に黄・白、人統に黒・青が割り当てられるので（劉歆以前の三統説（三正説）では、「黒統」「白統」「赤統」の三者が置かれていた。これに青・黄を補い、「黒」→「青」→「赤」→「黄」→「白」の順、すなわち「水」→「木」→「火」→「土」→「金」の順に整合させるとこのようになる、というのが久野氏の論である）、「人統（殷（黒）・周（青））→天統（漢（赤））」というモデルとなり、漢に赤（火）を割り当てることになると言う（『前漢末に漢火徳説の称へられたる理由に就いて』（上・下）、『東洋学報』第二十五卷第一号・第四号、一九五〇・一九五一年）。

近年では徐興無氏が、高祖受命の時に五惑星が井宿（南宮朱雀に属する星宿）に集まったことを火徳説の根拠と考える。前漢後期から五行相生説が有力になり、更にこの星聚東井説話を加えることにより、漢火徳説が形成されたという（『讖緯文献中的天道聖統』、『讖緯文献与漢代文化構建』、中華書局、年）。

そして、楊權氏は、漢初に「准火徳制」が存在し、漢朝を火徳と考える説が以後も根強く残っていたために、劉向がそれに基づいて新たな五徳終始説

を生み出したと考える（『新五徳終始理論的產生与「堯後火徳」説的形成』、『新五徳理論与両漢政治——「堯後火徳」説考論』、中華書局、二〇〇六年）。

（3）顧氏・狩野氏・小林氏の説は久野氏によって批判されているが、久野氏の説自体も、夏以前の徳運を説明できない点で、説得力を欠いている。

徐氏の説は、論拠としている星聚東井説話が漢火徳説と結びつくかが疑問である。『史記』卷八十九 陳余列伝では「漢王之入關、五星聚東井。東井者、秦分也」とあり、井宿はそもそも秦を指すものとして解釈される。また、徐氏がいくつか引いている讖緯の文を見ても、井宿を火徳と結びつける内容は見当たらない。

楊氏の説も、漢初に「准火徳制」が存在したという点に疑問がある。漢初に劉邦が赤色を用いたことは確かだが、そのことと漢朝の徳を五行の何にするかとは結びつかない（前章第一節を参照）。ただ、漢初の時点でのように考えられていたかを別にして、劉向当時に限って言えば、赤帝に関する伝説や高祖が赤色を重んじたことを以て、漢朝を火徳と見なす考え方が力を持っていた可能性は、十分にある（つまり、狩野氏の言う、「赤帝の子云々の話から漢が堯の後であるといふ説が混合して来た」に当たると）。

（4）なお、説卦伝の「帝出于震」のみでは、最初の帝王が木徳に属するということしか示せない（例えば『莊子』繕性が燧人氏を伏羲氏より前に置いているように、伏羲氏は必ずしも最古の帝王とは認識されていない）。その最初の帝王を包羲氏とするのは、恐らく繫辞伝に依拠しているであろう。すなわち、『周易』繫辞伝上に挙げられる最古の帝王が、伏羲氏なのである。

（5）説卦伝の成立年代については、廖名春「説卦」新証（『中国文哲研究通訊』第六卷第三期、一九九六年）・鄭万耕「序卦」晚于「説卦」的一个例証（『中国哲学史』二〇〇六年四期）に詳論されている。前漢初期より遡り、戦国時代とも考えられるという。

（6）「乾爲天、爲圓、爲君、爲父、爲玉、爲金、爲寒、爲冰……」

（7）「坤爲地、爲母、爲布……」

（8）「巽爲木、爲風、爲長女……」

（9）「坎爲水、爲溝瀆、爲隱伏……」

（10）「離爲火、爲日、爲電……」

（11）なお、夏（南）と秋（西）との間に土（中央）を置くのは、『管子』五行や『淮南子』時則訓といった時令説と共通する。また、『呂氏春秋』十二紀も季夏の月の段に中央土を置いているので、記述の順序としては「夏」→

土→秋」となっており、やはり共通している。
(12) なお、古賀登氏は、説卦伝の「帝」を黄帝のことと推論する。すなわち、「帝出乎震、齊乎巽、相見乎離、致役乎坤、説言乎兌、戰乎乾、勞乎坎、成言乎艮」という字句は、「震→巽→……→艮」の順を主張する者たちだが、この八卦の順序を黄帝の業績と結びつけることによって確定しようとして、黄帝の業績を八段に分けて対応させ、それに更に季節を結びつけて記述した文であると言う（『易説卦伝の帝について』、『東方学論集』、東方学会、一九九七年）。